

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

本業務の入札に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 淡路島内3市のいずれかにおいて、入札参加資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 当該入札の入札参加申込書を提出した日から入札日までの間に、淡路島内3市のいずれかにおいて、入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止の処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）。
- (5) 法人は法人税、個人は所得税及び消費税に未納がなく、淡路島内3市の市税に納税義務を有する者については、市税全品目についても未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 入札参加資格確認資料の提出の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、原則として失格とする。

2 入札参加申込書等の交付

入札参加申込書等の様式は、淡路広域消防事務組合消防本部総務課財政係（以下、「入札担当課」という。）において、公告の定めるところにより交付する。

3 入札参加の申込

当該入札案件に参加を希望する者は、公告の定めるところに従い、入札参加申込書提出期間内に、一般競争入札参加申込書を持参により入札担当課へ提出しなければならない。また、郵送による提出は不可とする。

4 入札保証金

入札保証金は、淡路広域消防事務組合財務規則第82条第2項第3号の規定により免除とする。

5 仕様書の閲覧及び交付

仕様書は、入札担当課窓口において、公告の定めるところに従い、閲覧に供する。

6 入札に対する質問及び回答

(1) 質問

入札に対して質問がある場合は、公告の定めるところに従い、質問書受付期間内に質問書を入札担当課へ持参又は電子メールにより提出しなければならない。

(2) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答は、原則として質問書提出期限の翌日から起算して3日以内(土日・祝祭日を除く。)に入札参加申込者全員に電子メールにより行う。

7 入札の日時及び場所

公告の定めるところに従い、実施する。また、郵送による入札は不可とする。

8 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ること。

(1) 入札者は、入札時刻までに入札会場に入室していること。

(2) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(3) 入札金額は、アラビア数字で表記すること。

(4) 入札者は、仕様書、契約条項及び現場等を熟知した上で入札しなければならない。

(5) 入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。

(6) 入札者は、第1回目の入札に際し、入札書及び積算内訳書を作成して封入し、封書には入札の番号、件名、入札年月日、入札者の名称及び代表者の職氏名を表記して、公告に示す日時及び場所において入札担当職員の指示に従って入札箱に投入しなければならない。

(7) 代理者が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には代理者に関する記名押印があること。

(8) 入札書を入札箱に投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札回数は、再入札を含め2回とする。

(2) 再入札は入札日当日に行うこととし、参加対象者は、第1回目の入札に参加し、有効な入札をした者とする。

(3) 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は天災その他やむを得

ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

10 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- (4) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- (6) 積算内訳書に積算金額、入札者の氏名のない入札又はこれらが分明でない入札
- (7) 積算内訳書の提出がない入札又は入札書と積算内訳書の合計金額が一致しない入札
- (8) 入札書もしくは積算内訳書に記載された金額が訂正されている入札
- (9) 著しく入札金額が低いなど、明らかに不備があると判断される入札
- (10) その他手続等に不備のある入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定することとし、くじを引くことを辞退することはできない。また、当該入札をした者がくじを引かない場合は、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定通知の日から7日以内（土日・祝祭日を除く。）に契約書を提出しなければならない。
- (2) 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止若しくは営業停止を受けた場合は、契約を締結しない。

13 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、過去2年の間に組合又は他の公官庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績がある場合は、別途様式の提出により免除とすることができる。

14 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

15 その他

- (1) 入札参加資格等の確認基準日は、申込期限日とする。
- (2) 書類の配布、閲覧、提出、問い合わせなどの受付時間は、淡路広域域消防事務組合の
休日を定める条例（平成3年2月21日条例第109号）に定める組合の休日を除く日の午
前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く）とする。